

第 3 次補正予算 補助金の追加支給決定

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止

・医療提供体制確保支援補助金

○ 診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

診療・検査医療機関(仮称) 100 万円

〔対象経費〕 令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CT リース等

○ 医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援

〔補助基準額〕 以下の額を上限として実費を補助

◇ 病院・有床診療所(医科・歯科) 25 万円+5 万円×許可病床数

◇ 無床診療所(医科・歯科) 25 万円

〔対象経費〕 令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までにかかる感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用

(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)

※ 感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となる。

例：消毒・清掃・リネン交換等の委託、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入、寝具リース、CT リース等※ 看護師等が消毒・清掃・リネン交換等を行っている場合は、看護師等の負担軽減の観点から、本補助金を活用して、民間事業者消毒・清掃・リネン交換等を委託することが可能。

○ 申請書の提出について

提出先 〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保
支援補助金担当 宛

提出期限 令和 3 年 2 月 28 日(当日消印有効)

○ 申請方法、様式は下記ホームページから

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

問い合わせ先 厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

0120-336-933 (受付時間は平日9:30~18:00)